

令和2年9月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年9月10日(木)
会 議 場 所	市役所 5階議場
開 議 日 時	令和2年9月10日(木) 午前9時00分
閉 会 日 時	令和2年9月10日(木) 午後2時50分
委 員 長	金 澤 孝太郎
委員会出席委員	
委 員 長	金 澤 孝太郎
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 潮 田 幸 子 加 藤 英 樹
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第70号	鴻巣市章・都市宣言審議会条例	原案可決
第72号	令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第76号	令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	根岸 孝行	財務部長	田口 義久
市長政策室副室長	佐々木紀演	財務部副部長	岩間 則夫
市長政策室参事兼		財政課長	鈴木 誠司
総合政策課長	武田 昌行	財務部参事兼	
秘書課長	小林 勝	資産管理課長	五十嵐 剛
(総務部)		資産管理課副参事	秋元 宏康
総務部長	榎本 智	資産管理課副参事	山岸 晃
総務部副部長	藤崎 秀也	財務部参事兼税務課長	谷 広明
総務課長	國島 清文	財務部副部長兼	
職員課長	関根 正	収税対策課長	関根 則男
契約検査課長	堀 岳夫		
情報システム課長	野口 高志	会計管理者	大塚 泰史
やさしさ支援課長	小川 裕子	参事兼会計課長	高子 英江
		監査委員事務局長	関根 和俊
		吹上支所長	細野 兼弘
		川里支所長	山縣 一公
		書 記	小野田直人
		書 記	中島 達也

(開会 午前9時00分)

(委員長) それでは、開会いたします。

議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定のうちの本委員会に付託された部分、歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時56分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。

なお、持ち時間ルールというのがございますので、原則1人30分程度でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑ありますか。

(加藤) では、順次質問させていただきたいと思います。

まずは、ページでいうと74ページ、これは秘書課ですね、ホームページシステム事業なのですけれども、今コロナ禍の中で市としてもいろんな施策を展開していただき、その施策においては、事業においては住民の皆さん、あるいは事業者の皆さんに素早くお知らせし、そして知っていただかなければならないというような側面があるかと思ひます。そういった意味で、このシステムが例えば各課がおつくりになるとしたら、それがどのような承認ルートの中で速やかにアップできる仕組みがあるのかと、その仕組みのところを確認させていただければと思ひます。お願ひします。

(秘書課長) ホームページの更新につきましては、各課の担当者のほうでホームページの作成をまずいたします。その後各課の担当課長がそちらのデータを確認した上で承認をいたしまして、その後その承認したものが秘書課のほうにデータが上がってきます。そこで秘書課のほうで再度2回目の承認を行いまして公表している状況です。秘書課のほうの確

認としましては、アクセシビリティやそこら辺の関係で、あと内容です  
ね、確認いたしましてアップをしております。

以上です。

（加藤）今お答えをいただきまして、ということは速やかに出していか  
なければいけないですけれども、チェック機能も働かなくてはいけない  
という意味では、まずはセクションの、各部局のところでその内容につ  
いての精査がされている、間違いはないか。秘書課のほうでもう一度チェ  
ックがあって、そこはアクセシビリティという言葉があったのですけれ  
ども、いろんな方々が見やすくなるようなところをチェックされていると、  
二重のチェックという意味合いでよろしいでしょうか。

（秘書課長）はい、そのとおりです。

（加藤）では、ホームページシステムについては大枠で理解できました  
ので、次に移ります。

同じ74ページに例規審査事業というのがございまして、先ほどもご説明  
いただきましたが、非常に例規の審査というのは専門的な知識を要する  
だろうと推測をしているところです。そういった中で、今いろいろな  
ICT化の中で各課がお持ちになっているシステム、非常に有能なシス  
テムを持っているのだと思います。その中で参考までに聞きたいのです  
けれども、各課がつくってくる分掌事務の、例規事務の原案みたいなも  
のをシステム自体がちょっと、てにをはとか、あるいは基本的な例文に  
沿って助けてくれるような、そんな仕組みがあると、より効率的に職員  
の方ができるのかなと思うのですけれども、今の例規システムの中で何  
かそういった類いの機能があるのかどうか、ちょっと確認させてくださ  
い。

（総務課長）現行の例規システムでは例規の新規制定であったり、改正  
等の編集作業をシステム上で行う機能も備えてあります。機能としまし  
ては、現行の例規をシステム上で修正等をすることによって、改正文で  
あったり、新旧対照表を自動で生成するような仕組みがあります。また、  
入力情報が足りない場合だったりとか、そういった場合にはエラー情報  
とかも得ることができますので、自力で改正文をつくるよりもかなり簡

単につくることができます。ただ、入力した例えば漢字の誤りだったり、文章であったり、そういったものまではチェックの対象となりませんので、システムが作成した改正文であったり、新旧対照表を後で確認して、適宜修正するのは人力としてやる必要があります。

以上です。

（加藤）今ご説明を伺いまして、新旧対照表がエクセルでゼロからつくっていくとかということではなくて、システムがそういった機能があるのだなというのが理解できたものと、非常におっと驚いたのが、いわゆる基盤となっている法令の条項などが、それがシステムが助けてくれるという趣旨のことだと思うので、ということは私どもこうやって議会側のほうで何に基づいているのかなみたいなの、そうすると何々法の第何条第何項みたいなのところは、ある意味職員の皆さんがその法令を見ながらチェックというよりは、そこにたどり着いてくれる、フォローしてくれるという意味合いでよろしいのですね。確認です。質問が分かりますか、今ので。

もう一度言います。上位法について、国の法令に基づいて条例改正があるケースが多々あると思うのですけれども、そのときの上位法の第何条第何項みたいなのは、そのシステムのほうがここだよということで引用法令などというのをヒント出してくれると、そんな仕組みということでよろしいでしょうか。

（総務課長）そこまでの機能はございませんが、他の例規は見れます。

（加藤）イメージがつかまりましたので、ここは大丈夫です。

次に、76ページの文書管理システム事業のほうに行きたいと思います。今現在非常に自治体がICT化、最近でいうとデジタルトランスフォーメーション、DXの概念などをもっと政府としても進めましょうというようなご時世の中で、本市における文書管理システムにおいては例えば電子決済の機能などというものもお持ちなのか、あるいはお持ちでないのか。それと含めて、非常に紙ベースをなくしていくという今後のトライアルがあるのだと思います。そういう意味では書庫とか、要は保存するスペースなどのことも含めまして、まず電子決済の状況と、それと文

書の保管庫の状況など、そういったものをどういう状況か確認させてください。

（総務課長）電子決済の運用については、今後研究、検討しなくてはならないと考えております。現状を見まして、起案文書や收受文書の供覧の場面を想定してみますと、添付文書等の問題というか、課題もありますので、どのような場面で電子決済が導入できるか検討しなければならないと考えております。

また、保存文書もスペース確保等の今後問題等も必ず訪れてくると思いますので、文書の電子化等も含めまして、引き続き検討する必要があると考えております。

以上です。

（加藤）現在議員も含めてタブレットの導入の検討をされていて、執行部もそういった方向でトライアルをしようとしているご時世ですので、今のお答え理解しましたので、今後注視してまいりたいなというふうに思っております。

では、次に行きます。86ページのほうに移ります。86ページには定住促進事業について示されているところございますが、この定住促進事業、元年度の取組と成果をどのように自己評価されているのかお聞きしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）定住促進事業では、三世代住宅取得補助金、それから県央4市1町の暮らしやすさ発信条例、こちらの2つの状況を実施しておりますが、まず3世代の住宅取得補助金につきましては元年度が92件、それから30年度が87件、多くの子育て世帯が子育てや介護などの支え合いができる環境として3世代の同居、または緊急のために市内に住宅を取得し、そして補助金を活用していただいているということで、まず実績が多く残っている。それから、人口動態においても平成27年から本市においても、また県央地域においても転入超過のほう続いております。また、アンケート結果、I K O K Aのブランドブックのほうを県南、都内に配布しましたが、その際のアンケート結果でも、子育て世帯に対してのアンケートになりますが、子育て環境が整ってい

る、それから緑豊かな環境に引かれるといった意見の割合が多かったので、県央地域の暮らしやすさというものが十分にPRできたと思っておりますので、今後の定住促進に向けては効果があったというふうに考えております。

（加藤）今のご答弁のほうから非常に自己評価としてはいい評価だったというご認識をされていて、ということは今後においても当該事業を積極的に進めていくという考えでいいかと思っております。実は私にごくごく近い人間で、行田市民だった方なのですけれども、鴻巣の3世代の施策の状況を見ながら転入してきた人がいるのです。また、つい最近で、今度親御さんが北本市に、名前言っていないから大丈夫ですよ。北本に住んでいる方で、3世代で住むのだということで、これはやっぱりこういった施策をよく見ている、それによって選択したのだなと思っているので、そういう方々が多く出てくる、社会増を目指していいことだと思っているので、引き続き今年度においても積極的に展開していくというご認識であるということでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）この住宅の補助金の事業について、首都圏の多くの自治体で同様の事業を実施しておりますので、そういった動向も見ながら、本市のほうもさらに定住の促進を図れるような、制度の見直し等も検討しながら今後も事業のほうは続けていきたいというふうに思っています。

（加藤）期待したいと思っております。

次に行きます。今度88ページになりますが、88ページで賑わい創出交流拠点整備事業のところ。こちらにつきましては想定していた事業、これがコロナの影響で動きにくいような側面もあるのかなと思っておりますけれども、その辺についてどのような現在ご見解をお持ちなのか、確認をしたいと思っております。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらについては、昨年度基本設計のほうを実施しまして、今年度実施設計業務を今実施しているところなのですけれども、カフェを中心機能としておりますので、当然コロナの影響というものはあると思っております。ただ、整備前ということで、今後対

策のほうは十分取っていく、また運営方法もテークアウト等、また席のレイアウトとか、その辺で密の回避という部分もこれから前向きな対応ができるかなというふうに思っております。

また、環境整備以外の部分については運営準備パートナー、事業者と今後食と健康をテーマにした産官学連携によるにぎわい創出という整備方針、こちらに基づいて準備のほうは進めていきたいというふうに思っています。

(加藤) 答弁いただきまして、非常にコロナの状況から慎重なる、あるいは工夫をしてというようなどころがあると思いますので、ちょっとこれも注視しながら見ていきたいと思っております。

次行きます。90ページに移ります。90ページの中にはシステム絡み、情報システム課における基幹系のシステム事業、まずこれが出てくるわけです。これは、債務負担行為の中でも出てきましたけれども、もう一度念のため現在のシステムのリース期間と、昨日も5年だ7年だみたいな話ありましたけれども、基幹システムにおける今後の、いつからリース始まって、いついつで、延長、例えば保守延長してこうとか、ちょっとイメージをまず確認させていただきたいと思えます。

(情報システム課長) 現在の住基、税関係の基幹系システムにつきましては平成27年5月から稼働して、既に5年を経過しているところから、現在は保守延長により継続利用しております。また、福祉系のシステムにつきましては平成28年3月に稼働いたしまして、平成28年4月1日から運用が開始され、令和3年3月31日で5年間のリース契約が満了いたします。現行のシステムが共通基盤を利用しました総合行政システムとして構築されていますことから、福祉系システムを1年間延長利用した後令和4年の5月に基幹系システムと福祉系システムを一元化したシステムとして更新を予定しております。

以上です。

(加藤) 基幹系システム、特に個人情報、住基情報ですね、住民の基本情報を持つシステムがまずはいろんな各課がお持ちの個人情報に関わるシステムの中心、まずはそこがベースになってくるのだと思うのですけ



れども、やはりそこは5年とか7年という話ありましたけれども、ある程度長期間使っていないと、そこにぶら下がる各種、例えば保育とか児童手当とか福祉システムとか、そういったところへの連動、連携が大変なのかなと。下手したら費用コストが、その連携コストがかかるのではないかなというふうに推測しておりますし、場合によってはA社からB社にぽんぽんぽんと替わると、今まで持っている膨大なデータを引越さなければいけないみたいなところから、基本的には基幹システムは、情報系と比べて長期間コスト削減のためにも活用するのが望ましいかなと個人的には思っているのですけれども、その辺の思っていること、私が思っていることなのですからけれども、その辺に対しての何かしら見解というか、いや、違うよとか、いや、そうだよみたいな、ちょっと状況を教えていただきたいと思います。

(情報システム課長) 基幹系システムの運用につきましては、委員さんのおっしゃるとおり、なるべく長く使えるものは使って、データ移行に係る経費であったりとか、システムの再構築に係る職員の負担の軽減等を考えまして、なるべく長い期間使えるような形で考えております。以上です。

(加藤) では、基幹系システムのほうは以上です。次に、情報系システムのほうです。これもやはりICTの技術を使った事務の効率化などを引き続き推進していくという立ち位置の中で、例えばグループウェアとか、これも多く使われているのだと思うのですけれども、これのリース期間というのがどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(情報システム課長) 現在のグループウェアシステムのリース期間につきましては、平成27年3月1日から令和2年の2月29日までの5年間。現在は、そのリース期間満了しまして、ハードウェアにつきましてはリース期間満了日をもちまして本市に無償譲渡されております。現在につきましては、令和3年2月28日まで1年間の保守延長を行って運用しております。

以上です。

(加藤) 今保守延長という言葉がありました。保守延長というのは、例えばそのシステム動かすためのOS、基礎的なソフトのところが使えるからみたいな形なのか、執行部のほうでお考えになっているのは、保守を続けてくれるよということであれば、では取りあえず1年やろうか、そんな感じの考えなのでしょうか。

(情報システム課長) 機器の部分につきましては、リース期間満了をもって無償譲渡を受けておりますので、内容、運用するソフトの面につきましてはまだまだ利用できるものでございますので、この間、1年間延長をしております。

(加藤) 参考までに、テレワークとのちょっと関連になるのですけれども、市役所の業務の中でグループウェアを入り口にしていろんな業務があるものもあると思うし、テレワーク中にそのグループウェアを確認するほうが利便が高いケースもあると思うのです。テレワークの中で、そこはそのグループウェアのほうには入れることができるのでしょうか。昨日関所があって、しかも時間コントロールもされていて、情報政策部門でそれが把握できているよというお話いただいたのですけれども、そのグループウェアへの入りはできる形で運用があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

(情報システム課長) 令和3年3月1日から新グループウェアシステムが稼働する予定となっております。新しいグループウェアシステムにつきましては、テレワーク対応といたしまして、職員個人のスマートフォンから庁内の掲示板、今現在グループウェアで見られています掲示板やメール、あとは個人のスケジュールなどを自宅や外出先から確認することが可能となります。また、ソフトのバージョンアップが令和3年の10月をめどに予定されておまして、そこで機能としましてチャット機能のほう令和3年10月に追加される予定となっております。こちらにつきましてもテレワークで自宅等にいる職員と庁舎に出勤している職員とのコミュニケーションツールの一つとして活用できるかなと考えております。

以上です。

(加藤) 非常に利便性高く、いろんな効率化、工夫ができるなという印象はあります。一方で、グループウェアを入り口として、また個別の、先ほど児童手当システムとか福祉のシステムを例示しましたけれども、逆にそこは分離されていて、そこはさすがに外からは入れないから安心ですよという概念でいいか、ちょっと念のため確認させてください。

(情報システム課長) 機能とかシステムはかなり限定されて、制限かけておりますので、セキュリティー的には問題ないと考えております。

(加藤) それでは、同じ92ページなのですけれども、セキュリティー対策事業のほうに移りたいと思います。議案調査等そういう時間の中で、以前ウイルス対策みたいなものは、しっかりとウイルスの更新もしながらやっているよというような状況は分かったのですけれども、ちょっと確認をし忘れていた中で、スパムメールとか世の中にはやたら多いと思うのですけれども、その辺市役所としてはスパムメール対策ってどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

(情報システム課長) 本市におけるメールソフトにつきましては、埼玉県セキュリティークラウドが提供するサービスを利用しております。この埼玉県セキュリティークラウドの基本性能としまして、スパムメール対策機能が導入されております。メールの送信者、本文の中を自動的に分析していただいて、フィルタリングをかけて、スパムメール、大量の文書等に対応するような形になっております。

以上です。

(加藤) 今答弁、埼玉県セキュリティークラウドシステムっておっしゃいましたっけ。それというのは、埼玉県下、いわゆる共同的な形でお使いになっていると推測をしています。ということは、共同で使っているとしたら埼玉県下の市、町と負担金などを提供しながら、比較的本市1市だけでやるよりは非常に廉価で、かつ毎回毎回その情報が更新されるような仕組みを取れるということで、それは県内では多くの自治体はその仕組みを使っているということなのか、確認させてください。

(情報システム課長) 埼玉県セキュリティークラウドにつきましては、委員さんのおっしゃるとおり、県内の市町村が加入しているサービスに

なります。基本的には県のセキュリティークラウドという部分を通してインターネットの世界につながるような仕組みを各市町村のほうで構築しております。ここを通ることによりまして、市町村によってセキュリティーに対する経費のかけ方が、団体によって費用を予算でかなり潤沢にかけられるところもあれば、なかなかセキュリティーのほうには予算が回せないという団体もありますので、こういった県のサービスを利用することによりまして、かなり高いレベルのセキュリティーを安価に利用することができる形になっております。

以上です。

（加藤）大変そうなのかということに驚きと、すごいなど、非常にそれだと安全で、お金もそこそこでいいよねというような感想です。了解いたしました。

次に行きます。94ページに移りたいと思いますが、ここも同じ情報システム課さんの所管で、これ埼玉県市町村電子申請共同開発運営事業というのがございまして、執行済み額24万2,000円ぐらいあるのですが、この現在の使用状況はどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。

（情報システム課長）現在は、34種類の申請サービスメニューを設定しております。令和元年度につきましては市民対象で利用された件数が338件、あと職員対象、職員が利用した件数でいきますと1,748件、合計2,086件の申請等に利用されております。

以上です。

（加藤）今ご回答で、職員のほう多いですね、結構。これってどういったものなのか。例えば研修、例えば何か申請をするとかいろいろあると思うのですが、どんなものが主にあるのか教えていただけますでしょうか。

（情報システム課長）職員利用分としましては、職員の自己申告書、あとは研修参加の希望調査、あと各種説明会なんかの参加申込みなんかに使っております。

以上です。

(加藤) よく分かりました。

それでは、118ページに移りたいと思います。やさしさ支援課のところですか。結婚支援事業につきまして325万ほど支出、執行しているのですが、これの元年度の実績をもう一度確認させていただきたいと思います。

(やさしさ支援課長) 結婚支援事業の令和元年度の実績についてお答えいたします。

結婚支援につきましては、大きく分けて2つの支援を行っております。

1つ目は婚活支援です。主な内容は婚活イベントの実施で、昨年度の実績はイベントの実施回数が9回、参加人数は男性72人、女性54人、男女合わせて126人で、そのうちカップル成立組数は19組となっております。

2つ目は結婚新生活支援です。主な内容は、婚姻により鴻巣市に転入、または転居した低所得者の世帯に新生活を始めるための費用を補助金として支援するもので、昨年度の実績は10世帯に257万2,000円を交付いたしました。補助対象経費といたしましては、賃貸アパートの賃料や引っ越し費用が主なものとなっております。

以上です。

(加藤) ご説明いただいて、男女合わせてですけれども、126名中19組がカップルになったと。参考までに、市のほうでこの事業をやっていて、その19組のカップル、追っかけられるのというのは、その後という意味で追っかけられるのってどこら辺までを追っかけているのかなと。プライバシーに関わるので、追っかけを永久にはできないのですけれども、どんなところまで知っていらっしゃるのか、参考までに教えてください。

(やさしさ支援課長) カップル成立後につきましてはですが、その後につきましてはカップルの方のご報告がない限り確認ですとか追跡等は行っておりませんので、成婚しましたという組数は把握しておりません。

以上です。

(加藤) 了解です。プライバシーもあるし、追っかけられないですよ。報告があったものだけ分かっているということが分かりました。ありがとうございます。

次です。124ページに移ります。ここは、実は通告のところをチェックを

するのを忘れてしまったのですけれども、1点だけそこは確認したいと思います。賦課徴収費庶務事業498万、約500万あるのですけれども、私ここで2点です。

まず1点目は、シンプルなのですけれども、昨年も聞いたのですけれども、滞納者に対しての臨宅などというのは、昨年はそこはもうやっていないのですという話を聞いた記憶があるのですけれども、今現在どんな状況なのか教えていただきたいと思います。

(財務部副部長兼収税対策課長) 現在は、臨宅徴収というのは実施しておりませんので、主には財産調査に基づいて差押えという形を取っております。財産調査についてはそれぞれ金融機関、生命保険会社、もしくは不動産等、そういったものを調査した上で直接滞納処分、もしくは執行停止というような形で処理のほうをさせていただいているところです。

以上です。

(加藤) これも昨年聞いた印象があるのですけれども、今回歳入のほうにもちょっと、数字だけ言うてしまうのですけれども、滞納の部分で滞納繰越しが個人の部分でいうと三十五、六%でしょうか。当然ながら法人のほうで収納率がよくて56ぐらい、固定のほうも一般的にはやっぱり高くないです、41%ぐらい。滞納で繰り越したのもそうなのですけれども、ここの仕組みの確認です。私がイメージしているものでいうと、滞納の繰越しがあったと。でも、その中で、簡単にスリーパターン申し上げると、高齢で病気の状況みたいな方がこれ以上就職とかの可能性はないなとなってくると、その人はもう滞納を落としてしまうというか、そういうケースの判断が早くできる方がいるだろうなど。また、Bさんにおいては事情があって退職などをせざるを得ない、あるいは解雇された。でも、年齢的にもお若いし、まだ可能性あるから、様子を見ながら、納税相談しながら引っ張っていくというパターン。それともう一つは、Cさん、例えば完納は現年度中にできなかったのだけれども、滞納繰越しをし、お金は本来だったら税金20万円払わなければいけないのだけれども、ちょっと事情があって5,000円ずつなら払えるのですわみたいな形

だと長期化すると。そういう意味合いを全部含めて、多分私は三十五、六％は非常に優秀な数字だと思っているのです。今私Aさん、Bさん、Cさんみたいなタイプで話しましたけれども、そういう捉え方でいいかどうか。ちょっと私の考え方が一般的にはそうですわなのか、いや、こういう要素ありますわというようなことがあったら教えていただきたいと思います。

（財務部副部長兼収税対策課長）委員ご指摘のとおり、例えばAさん、高齢の方については財産調査をして、換価できるものがないというような状況が判明した場合には執行停止という形になります。この執行停止をした場合については、以後3年間のうちに、3年後は義務消滅という形になりますので、調定額的には残ってしまうという形になります。

事例のBの退職という形になりますと、どうしても市県民税は前年度の所得に基づく翌年度課税という形になりますので、収入源というのがあるんで、滞納になる、現年分が滞納になった形で翌年度、ご指摘の例えば20万円滞納があった場合、5,000円ずつということであれば20万円が分母となるべき金額になりますので、そのまま粛々と納めていただくという対象になります。

一方、Cさんという形、20万円の云々という部分については、当然滞納処分の対象という形になりますが、いずれにしろ財産調査を行って、家庭状況や年齢、そういったものを加味してそれぞれ執行停止をするか、滞納処分をするかという形で判断をさせていただいて処分させていただいているということになります。

以上です。

（加藤）ラストです。時間の関係もあるので、通告していたやつのラストを確認させてください。これは、資料で頂いていた普通会計決算状況調べの中で、これ歳出の令和元年度の決算を受けて、合併から令和元年度までの普通建設事業費が載っておりますけれども、これまでの地域ごとの額の割合、1人当たりの額をちょっと教えていただければと思います。最後になります。

（財政課長）それでは、令和元年度決算を受けて、合併から令和元年度

決算までの普通建設事業費の地域ごととかの割合を申し上げます。

まず、鴻巣地域ですが、約344億8,000万円、割合でいきますと48.9%、1人当たりですけれども、約41万円。

吹上地域を申し上げます。事業費約136億1,300万円、割合でいきますと19.3%、1人当たりでいきますと約48万3,300円。

川里地域になります。事業費で約57億5,100万円、割合でいきますと8.2%、1人当たりですが、約71万8,800円。

市内全域でいきますが、事業費で約166億8,100万円、割合でいきますと23.6%、1人当たりですが、約13万8,700円となります。

以上です。

(潮田) 今加藤委員のほうで質問していただいたことで随分重なっているの、少し通告していたものよりも随分減るかと思うのですけれども、最初に80ページ、2款1項6目の本庁舎維持管理事業についてであります。これで見ますと委託料のところは建物総合管理業務委託料3,055万2,766円、これが非常に多いと思うのですけれども、これが人件費にほぼなっているのかどうか。まず、ちょっとそこら辺確認をしたいと思えます。

(財務部参事兼資産管理課長) 建物総合管理業務委託につきましては、本庁舎並びに新館の清掃業務、設備の点検業務、空調等の運転業務、その他水質等の検査業務、様々なものがございます。その中で清掃業務等の人件費と。そういう業務がございます。

(潮田) 今清掃業務というのがありました。今深谷市のほうでもロボットが夜中ずっと、いわゆるおうちでいうルンバみたいなのがずっと稼働してくれて、夜中の間に全部床は清掃するというのがありますけれども、今鴻巣市では全部人がやっているということによろしいのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) 清掃業務につきましては、開庁前に清掃員が本庁舎並びに新館の清掃、床清掃のみならずトイレの清掃、ごみの収集、廃棄、今コロナ禍という状況にございますので、人がよく手を触れる手すり、エレベーターのボタン、ドアノブ等消毒作業も併せて行っております。



以上です。

（潮田）そうすると、今これ81ページの下から2行目のところに植栽管理委託料というのがあるのですけれども、これも同じ業者になるのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）植栽管理業務委託につきましては、本庁舎並びに新館周りの緑地、高木、そういうところの管理をまた別の業務という形をお願いしてございます。こちらは造園業者が担当してございます。

以上です。

（潮田）私が思っていたのは、花と人形のまち鴻巣で、あちこちに公民館とかにも花いっぱい事業で花を配るとというのが、花を植えるというのがあるけれども、実際には今本庁にも新館にもお客様がたくさん待っていていらしている場所に花ってないので、本来そこに花があると皆さんも心が和むかなというふうに思っておりまして、そうすると本庁舎内の今植栽管理は造園関係の業者がというふうになっていましたけれども、例えば本庁舎、新館とかに花を置く場合というのは、これも資産管理のほうの事業というふうになるのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）本庁舎並びに新館の維持管理事業ということになりますと、これは資産管理課、いわゆる管財の業務になってくると思います。また、本市、商工等で花いっぱい事業とか、様々花の事業がございますけれども、本庁舎の管理の中で花につきましても検討させていただきたいと思います。

（潮田）やはり大事な、今コロナで、どんなに公民館に置いても、なかなか皆さん人が集まりませんので、今毎日本庁舎1階も、また新館のほうも結構たくさんいらしているので、皆さんいらいらしていますので、待たされたっていらいらしていますので、そこでやっぱりお花があったらいいなというのを常々思っておりましてので、すみません、確認させていただきました。

続きまして、ふるさと納税は昨日も聞きましたので、86ページの定住促進事業、先ほど加藤委員のほうからもありました。1点だけ確認したい

と思います。これ令和元年では92件という実績があるという話でありました。この92件のうちに転入と転居って別だと思えるのですけれども、プラス北新宿のところとかの場合は特別な金額になっているのかと思うのですけれども、その内訳はどうだったのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) では、昨年度の内訳について、転居のほうは48件、転入が34件、3世代での転入が6件、区画整理地内への転入が北新宿が4件、広田が1件という形になっております。

(潮田) そうやってこれをご利用になられた方へのアンケートとかというのはしているのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) アンケートのほうは実施しております。92件のうち71件の方に記入をしてもらって回収のほうをしております。

(潮田) そのアンケートではどのような回答が多くあったのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、アンケートについては、補助金について知っていたか知らないか、知っていた場合はどういった手段で補助金のほうを知ったかと。それと、住宅の補助金が住宅取得のきっかけになったかという部分があるのですが、こちらはきっかけにはならないという意見が多くなっております。また、鴻巣市に決めた理由という部分もございまして、その部分ではやっぱり親世帯、親族が近くに住んでいるから、以前鴻巣に住んでいたという部分が多く回答いただいております。そのほかでいきますと、補助金について今後も継続する必要があるかという問いには、ほとんどの方が必要、もしくは要件を見直して継続してほしいというような意見になっております。最後に鴻巣市に住みたいと思うための最も有効と考えられるものという問いがありますが、こちらについては子育て環境の充実というところが一番多くなっております。

(潮田) 分かりました。これについては、ある意味パフォーマンスってあれですけれども、皆さんに注目してもらうのにはすごくいいことではあるかなというふうに思います。先ほどの加藤委員の質問に対しての答弁にもありましたけれども、やはりこれ結構今多くいろんな自治体がや

り始めているというのを私も聞いておりますので、また少し何か変化を加えるといいのかなというふうには思っております。

続きまして、90ページの基幹系システム事業についてですけれども、基幹系システムの中でぴったりサービス使用料というのがございますが、このぴったりサービスのところ、現在鴻巣市のホームページで見ますと13項目となっておりますけれども、利用できるのは13項目だけでしょうか。

(情報システム課長) ぴったりサービスにつきましては、福祉関係の業務が増えた関係でメニューとしては25あります。電子申請対応になるのは、9つの事務で電子申請に対応しております。

以上です。

(潮田) すみません、今福祉のほうで25ですか。よく聞き取れなかったのですけれども。

(情報システム課長) 介護関係のサービス、閲覧だけなのですが、10項目増えましたので、25のメニューが今準備されております。

(潮田) そうしますと、それを鴻巣市のホームページ、私昨日確認をしたのです。そうしましたら、13項目しか書いておりませんで、これはその後もし更新されているのだったらいいのですけれども、少なくとも昨日見た時点では13項目しかなくて、ちょっとほかの調べ方をすると確かに二十何項目か出てきましたので、どっちが正しいのか分からなかったのです。これについては、内容的に見ると、このときには児童手当の関係と保育ぐらいで、せっかくそういういいものを鴻巣市がやっているのであれば、きっちりと書いておくべきかなというふうに思いましたので、ちょっと確認をさせていただきたいと思いました。

そうすると、先ほど13項目というのがありました。申請で使えるのは9項目ということ。その9項目というのは、どういったものになるのでしょうか。

(情報システム課長) すみません。ちょっと今手元に資料ございませんので、休憩後にまた報告させていただきたいと思えます。

(潮田) 分かりました。

そうすると、また今度92ページのほうでやはり情報システム課の関係になりますけれども、ネットワークシステムとかセキュリティ対策事業とかありますけれども、これは昨年台風19号のような災害があったときに、このシステム系については何か不具合とかはなかったでしょうか。

(情報システム課長) 昨年の台風19号におきましては、システムのほうの影響は特にございませんでした。ただ、庁舎の雨漏りのほうがちょっと心配だったので、当日情報システム課の職員のほうでサーバー室の中の状況のほうは確認はしております。

以上です。

(潮田) 昨日の防災行政無線のほうも何かどこかのシステムの不具合とかというのがありましたので、何かあったときに情報システム課がすごく大事な場所にいるかなというふうに思っております、どんなに通常すばらしくても、いざ災害のときに機能しないと困るなというふうに思うのですが、今お話のありました庁舎の雨漏り等についてはその後改修とか、何か手当てはしているのでしょうか。

(情報システム課長) サーバー室のほうは職員のほうで確認した結果、雨漏り等ございませんでしたので、施設の改修等は行っておりません。以上です。

(潮田) 確認いたします。もしも電源が全部落ちた場合、この前の雷とかもありましたけれども、この庁舎としてはこのシステム系を保持するための自家発電とか、それは何日間もつようになっているのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) 本庁舎並びに新館につきましては、万が一停電があったとき、72時間バックアップ電源というものが稼働するようになりますので、その時間の中では通常の電力は使うことができることになっております。

以上です。

(潮田) 分かりました。72時間で復帰すればいいのですけれども、また今後、昨年台風15号の千葉県からするとすごく大変だった、1週間ぐらい大変だったところというのもあったようですので、これについてはまたさらに強固にしていきたいというふうに思います。

94ページのマイキープラットフォーム運用事業についてでありますけれども、これは令和元年度ではどのような新たな取組があったのでしょうか。特に新たな取組とかというのはなかったのでしょうか。

(情報システム課長) マイキープラットフォーム運用事業につきましては、令和元年度につきましてはマイナンバーカードの申請の補助であったりとか、マイナポイントの予約、マイキーIDの設定支援を行っております。

以上です。

(潮田) ということは、新たなものはなかった。でも、これはこれからまた、今年すごく令和2年度は国としてもいろいろ動くようですけれども、令和2年については新しい事業が、市として何かやるものというのはあるのでしょうか。

(情報システム課長) 令和2年度につきましては、昨年度と違うところにつきましては、7月からマイナポイントの利用をする事業者の選定の設定のお手伝いをしております。実際9月からチャージした部分についてはマイナポイントが増やされるという形での運用になっておりまして、マイナポイント関係につきましては今年度はそのような形でやっておりまして、10月以降また公民館でマイナンバーカードの申請の補助であったりとか、マイナポイント関係のまた支援のほうをコロナ対策を十分考えながら、公民館等でまた支援のほうを出向いてやっていきたいと考えております。

以上です。

(潮田) これについては、なかなかやっぱりまだそういうのが苦手な方も大変多くいらして、でもこのマイキープラットフォーム利用することが今後ものすごく大きく影響してくるかと思っておりますので、この元年度のほうの予算には特に大きく入っていないということを今確認しましたけれども、今後またしっかりとやっていただきたいというふうに思います。あとは、112ページのやさしさ支援課……

(情報システム課長) 委員さん、先ほどのぴったりサービスの電子申請に対応する業務のほうは今出てきましたので、ちょっと読み上げさせて

いただきます。ぴったりサービスで電子申請可能な鴻巣の業務なのですが、受給者理由の消滅届、これ児童手当の関係（P.29「児童手当等の額の改正等の請求及び届出」に発言訂正）です。あと、児童手当の関係の受給者の届出による学校給食等の徴収等の変更等の届出（P.29「児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求」に発言訂正）、これと、あと3点目が児童手当で氏名変更、住所変更等の届出、4点目としまして、こちらも児童手当の手続になるのですが、児童手当等の受給者資格及び児童手当の額についての認定請求（P.29「未支払いの児童手当等の請求」に発言訂正）、5点目としまして、こちらも児童手当の手続になるのですが、児童手当等に係る寄附の申出（P.29「受給事由消滅の届出」に発言訂正）、6つ目としましては、今度保育の業務（P.29「児童手当の業務」に発言訂正）になるのですが、支給認定の申請（P.29「児童手当等の現況届」に発言訂正）、7つ目としまして、こちらも保育業務になりますが、保育施設等の現況届（P.29「支給認定の申請」に発言訂正）、8つ目としましては、個人情報保護についての電子申請も保育関係は可としております（P.29「保育施設等の現況届」に発言訂正）。これが8つ目となります。最後9つ目になりますが、児童扶養手当（P.29「保育業務」に発言訂正）の関係の手続で、児童扶養手当の現況届（P.29「保育施設等の利用申込み」に発言訂正）、こちらにつきましても電子申請が可能となっております。以上9つの業務について、ぴったりサービスで電子申請が可能となっております。

以上です。

（潮田）今のぴったり申請のところにもまた戻っての質問させていただきます。今ほとんど全部というか、全部児童手当関係になるかと思うのですけれども、こういったもの、今後国とか市とかの方向として、申請はほかの分野でもやれるようにしていく、または今取り組もうとしているものとかというのはあるのですか。

（情報システム課長）電子申請、申請のオンライン化ということで、今後電子申請できるメニューのほうは増やしていく方向で調整しております。

以上です。

（潮田）それでは、すみません、やさしさ支援課の112ページのほうに移りたいと思います。2款1項17目のところ、人権相談支援事業になります。この相談件数、その傾向、確認をしたいと思います。

（やさしさ支援課長）人権相談支援事業の相談件数と傾向についてお答えいたします。

まず、人権相談支援事業の相談業務は弁護士相談、司法書士相談、人権相談、行政相談、市民相談の5つの相談業務がございます。

それぞれの相談件数と傾向と申し上げます。弁護士相談の令和元年度の件数は252件で、相談内容は相続、遺言に関する事、離婚に関する事、近隣紛争などが主な相談となっております。司法書士相談の件数は108件で、そのほとんどが相続、遺言に関する相談となっております。人権相談の件数は57件で、金銭問題、近隣トラブル、相続問題などが主な相談内容となっております。行政相談の件数は5件で、道路標示の書き直しや道路に出た枝木の伐採等の要望がございました。市民相談の件数は262件で、主な相談内容は近隣トラブル、相続、離婚に関する相談となっております。令和元年度の傾向といたしましては、いずれの相談も件数、相談内容について、平成30年度と変わらない傾向となっております。

以上です。

（潮田）今弁護士さんとか司法書士さんとか、行政はこれも資格者がやるのかな、行政書士さんがやるのでしょうか。あと、この市民のほう、市民相談というところについては、これは資格者がやるのでしょうか。

（やさしさ支援課長）現在市民相談員は2名おまして、会計年度任用職員となっております。元市役所職員が2名相談員となっております。

以上です。

（潮田）私として思っていたのが、今ってやっぱり電話をするのとかというのがすごくハードルが高いというのがありまして、こういったものもネット相談、ラインのようなものであったりとか、メールでの相談というのも増えてきておりますけれども、鴻巣市としてはそのメール相談とかというのはやっていないということでしょうか。

(やさしさ支援課長) すみません、質問確認です。メールでしょうか、ネットでしょうか。

(何事か声あり)

(やさしさ支援課長) 失礼いたしました。メールでの相談は行っておりません。

(潮田) 今後はそういったことも考えていただくのも必要な、特にコロナの関係もございますので、やはり今までだったら対面型だったのが当たり前だったものが、なかなかそれがやりにくいというのがありますので、またはネットとかで、今パソコンとかスマホでもできますけれども、そういった相談の方法もありますので、今後そういったものも考えていただきたいかなと思って確認をさせていただきました。

続きまして、122ページの市税電子化事業、ちょっとこれ私の認識がいけなかったのだと思うのですが、この市税電子化事業、ちょっとすみません、中身を教えていただけますでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) こちらの市税電子化事業ですけれども、この内容としましては給与支払い報告書、あと会社にお勤めしていた方が辞めましたとかという報告をいただく異動届出書、あと法人市民税の申告書、固定資産税ですと償却資産の申告書、そういったものを電子データにより受付をしております。あと、公的年金の支払い報告書のほうも国税庁の年金機構のほうと連携しております、あと国税庁とは確定申告のデータを連携しているということになっております。

以上です。

(潮田) この電子化というのは、以前からずっとやっていたものなのでしょうか。また、改めて何か支払いが大きく変わるとかというようなことではなく、書類上のやり取りということ、また何か大きく変わるようなことというのはあるのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) こちらのほうは平成22年のあたり、ちょっと確実ではないのですが、22年頃から行っております。それでまた、大きな変更ということなのですから、給与支払い報告書のほうが今電子のほうでデータを提出していただくのが100枚以上該当する事業所



については電子のほうで提出をとということが行われているのですが、今回改正がありまして、1,000枚が今度100枚に引き下げられますので、100人以上いる事業所については電子で提出のほうで義務づけられるというところが生じております。

以上です。

（潮田）そうすると、今までだと1,000人以上だったのが100人以上になると、本市においてはこの電子化事業で関係してくる事業所というのは何件くらいというのが想定できるのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）現在令和元年分の電子のほうの提出の実績のほうで3万9,000、約4万ございます。ですが、100人のほうで提出となりますと、ちょっとその件につきましては数字のほうを把握しておりませんので、今具体的な数字のほうはちょっと申し上げられません。

以上です。

（潮田）では、今後この電子化事業というのは、これが行われることによって市の職員の業務も随分楽になるということ、また事業者さんのほうもいつときは大変だと思いますけれども、今後楽になる事業ということでもよろしいのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）職員のほうにつきましては、事務の効率化と軽減が図れるかなと思っております。現在は電子のほうと、あと郵送で紙ベースのほうで提出をしていただいている状況です。紙ベースのほうにつきましては、提出のあった給与支払い報告書をパンチ委託ということで、職員のほうで発送の準備だとか、そういった作業が伴っておりますので、電子化されることによって、そういったところが緩和されるということが見込めます。

また、事業所のほうにつきましては、インターネットを通じてということになってきますので、こちらのほうは事業所のほうでそういった環境が整っているかどうかというのが対応の判断材料になってくるかなと考えられます。

以上です。

（潮田）最後1点だけ。これ今1,300万ほど元年でかかっておりますけれ

ども、これは毎年このぐらいかかるものなのではないでしょうか。ちょっと多いかなというふうに思ったのですけれども、毎年かかる経費ということになっていくのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) こちら元年度につきましては、更新の時期もありましたので、この元年度分については金額がちょっと高額になっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 21 分)



(開議 午前 11 時 35 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本(晃)) それでは、幾つか質問させていただきます。

81ページにありますけれども、公有財産管理事業の中の本庁舎維持管理事業、これちょっと聞きたいのですけれども、鴻巣は花のまち鴻巣という形で、進入路から結構花壇ができていていいなと思うのだけれども、本庁舎の周りは残念ながらイワダレソウがいっぱいなのだ、見たとおり。あれは、我々の感覚だと、イワダレソウというのは要するに畑のほうの泥が崩れないように、そういうふうな形で植え込みするような、そういう植栽のものなのです。それを本庁舎の周りに置いておいて、花のまち鴻巣の本庁舎がこれでいいのかなっていつも思っているのです。最近見れば、あそこにちっちゃい花木が植えてあったのだけれども、それにみんなはい上がってしまって、そのうちあれが枯れてしまうのではないかなと思うぐらい周り中本当に広がってしまうような状況なのです。だから、確かに草も何も出なくていいかなと思って、来たらそうなっている。連結しているところのすぐ左側です。あそこは、もう今草が生え始めて、あの中に。大変なことになってくるなど。ああいうものは、やっぱり鴻巣の花を宣伝するのであれば、本当に常に1年に何回か植え替えるような、そういう状況の中で、本当に花を見せるというほうに変えたほうがいいのではないかなと私は思っているのですけれども、維持管理の中で、

植栽管理の中である部分についてはどうなっているのかなと思って、それを聞きたいのですけれども。

（財務部参事兼資産管理課長）確かに鴻巣、花のまちでございます。本庁舎につきましては、本庁舎に入ってくる入り口のアプローチ部分、ここについて花を、これは商工観光課のほうで担当して、植え替えも含めてやらせていただいています。その奥の庁舎の周りについては柴だとか樹木だとか、そういうものがある、その管理を今やっているのが現状です。先ほどもありましたようにマイナンバーだとか、今市役所本庁舎、大変混雑しているという状況下で、鴻巣の花、この辺りも検討させていただきたいというふうには考えてございます。

以上です。

（坂本（晃））駐車場入ってきて、我々はこっちの駐車場だけれども、駐車場へ置いて入ってくるのにそれ見ながら来るのです。普通一般の市民の方は、大体前の駐車場へ置いて入ってくるぐらいだと思うのだけれども、そのときに来ながら見られる。だけれども、あの辺に来て、もうちょっと、新館のほうとの行き来になったときにはイワダレソウを見ながら行くわけです。だから、やっぱりその辺もうちょっと感覚で、本当の花のまちというのであれば、その辺をもうちょっとしっかりとやっていったほうがいいのかと思っています。ぜひ地元で生産している花を使うような、そういう方向があっているのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）花に関しますと、関係課多々ございます。そういう課と連携しまして、本庁舎におきましても潤いがあるというような形で検討はさせていただきたいと考えます。

以上です。

（坂本（晃））それでは次に、庁用バスのことなのですけれども、これも前にも聞いていると思うのですけれども、今回は年明け、今年になってから結構コロナの関係でいろんなイベントだとか視察等が多分省かれたのかなと、行けなかったようなことがあるのですけれども、現状どうだったか。1年間のこの中でどのような状況になっているのかをお聞き

します。

（財務部参事兼資産管理課長）昨年度なのですけれども、バスの台数としましては58台。ちなみに、平成30年度、前年度は78台の利用がありました。20台の減ということになります。大きな影響としましては、委員ご指摘のとおりコロナの関係もございます。また、秋に台風19号、非常に鴻巣市内、荒川辺りを中心に被害というか、増水したということで、コスモスのイベント等、この辺りが中止になってしまった。ここで予定していた庁用バス、これが使われなくなったということが大きな原因として台数が大きく沈んでしまった、少なくなってしまったというように考えてございます。

以上です。

（坂本（晃））契約の仕方が、視察というか、バスを利用する、1台1台そのために契約になっているのか、年間契約でやるような形なのか、その契約方法をできれば教えていただきたい。

（財務部参事兼資産管理課長）庁用バスにつきましては、年度ごとにバスの大きさ、運行する距離に応じて単価契約をしております。その使った実績に合わせて支出しているというのが実情でございます。

以上です。

（坂本（晃））ということは、今年度に入って、今年の予算にもあるので、同じような契約の仕方をしているということですか。

（財務部参事兼資産管理課長）契約は、各事業課からイベントあるいは視察等、その計画に基づいて今年度改めて契約をさせていただいているという状況でございます。

（坂本（晃））分かりました。ありがとうございます。

次に、定住はさっきみんなが聞いたから、定住はやめておきます。

89ページの中央公民館エリア再編研究事業、これ研究がもう終わったというところだと思うのですけれども、これについて最初スタートの頃からの流れを少し教えていただきたいと思いますが。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの中央公民館の研究事業としては、平成30年度からの新規事業となりますが、その以前から、平成27年

度から公共施設マネジメント事業として実施しております。事業の主な内容としましては、平成27年度、中央公民館エリア再編基本構想の策定、それと28年度が公共施設等総合管理計画の策定、それで令和元年度、昨年度の民間活力導入可能性調査の実施といった流れになっております。

（坂本（晃））それぞれ毎年ある程度の予算がかかってきたと思うのですが、それについて分かる範囲でかけた金額をお願いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）平成27年度の基本構想の策定では約180万円、28年度の公共施設等総合管理計画の策定で約460万円、昨年度の民間活力の導入可能性調査で約750万円といった形になっております。

（坂本（晃））この費用の中で、国からの補助とかというような形で入っていると思うのですが、その部分についてはどのくらい入っていますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）補助金に関しまして、昨年度の内閣府の補助金500万円、令和元年度の500万円となっております。

（坂本（晃））いろいろやってみた結果として、今回はこの次の段階には今のところ進めないという状況だと思うのですが、その研究結果として、市はその辺のことはどういうふうに判断をしていますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）昨年度の調査の結果として、経済的効果のVFMが2.2%ということでPFI事業のメリットは得られないというような結果が出たのですが、今年度さらに第二庁舎跡で同様の調査をかけておりますので、施設のほうはかなり老朽化も進んでおりますので、今年度の調査の結果含めて、民間活力を導入して、なるべく事業コストの縮減とか、あとより質の高いサービスの提供を目指して整備手法のほう検討を進めて判断のほうしてまいりたいと思っております。

（坂本（晃））今の答弁だと、中央公民館エリアは一旦区切りがついたと。今第二庁舎のほうの検討に入っているという段階ですよね。一体に両方一緒にできるということではないので、それぞれ中央公民館エリアは中央公民館エリア、第二庁舎は第二庁舎という形で別のものだと思うのです、対応するのが。ということになれば、中央公民館は今回の研究

では妥当ではないと、P F I 等を入れてやるような事業としては妥当ではないという結論が出てしまったということになって、でもこれはただ置いておくわけにいかないよと。やっぱりいずれそういうことに関してはやっていく、建て替えなりするような状況が出てくると思うのですけれども、それは早急にやっていくような状況を考えているのかどうか。もうちょっと少し先行ってからやればいいのかと、その辺の判断はどのようなのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まずは、児童センターと中央公民館の再編について、どこにどういった形で建設するかというのを今検討を進めております。その後、仮に今の第二庁舎跡に建設となった場合、当然跡地活用という部分も併せて検討のほうはしていきたいというふうに思っております。

（坂本（晃））今の答弁だと、中央公民館を児童館と一緒に第二庁舎のほうへ移す可能性もあるということですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）調査の結果によっては、そういった形になることも考えられます。

（坂本（晃））市役所がここにあって、駐車場等もいろいろ近くにあるので、できればそういう形でこっちに来れば、本当はそのほうが便利なのだよね。使いやすいのです。でも、跡地をどうするかということは出てくるのだけれども、向こうを民間に売却でもして、その費用をこっちに充てるといふのならまだいいけれども、向こうもまた残して何かやるということになると、また2つ目のことを何かやらなくてはならないになってしまうのだ。だから、やるのであればこっちに持ってくるのがいいかなという気はするのですけれども、多額な金がかかる、費用がかかると思うのです。そんな簡単にはできないかなと。だから、その辺を市が今後どういうふうに検討していくのか、よく見ていかななくてはならないと思うのですけれども、その結論としてはいつ頃出てくるのですか、やる、やらないというのは。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今現在調査のほうを進めておりまして、市民のワークショップを開催して、皆さん、子どもから高齢者の方

まで意見のほうを伺っているのですけれども、今年度の早い段階で結論を出しまして、当然来年度の予算という部分も出てきますので、判断のほうをしていきたいというふうに思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 48 分)



(開議 午後 1 時 00 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、情報システム課より訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

(情報システム課長) 午前中、潮田委員さんよりご質問のありましたびったりサービスにおける電子申請のできる業務につきましての発言の中で誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

正しくは、児童手当の手続に関しましては、児童手当等の額の改定等の請求及び届出、2点目として児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、3点目としまして氏名変更、住所変更等の届出、4点目としまして未支払いの児童手当等の請求、5点目としまして受給事由消滅の届出、6点目としまして児童手当等の現況届、保育業務につきましては支給認定の申請、保育施設等の現況届、保育施設等の利用申込み、以上保育業務3点と児童手当の業務の6点、合計の9点が電子申請可能な業務となります。

大変ご迷惑をおかけしました。よろしく申し上げます。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

なお、発言の訂正については委員長に一任願います。

もう一つございます。発言の訂正ですが、税務課よりございます。

(財務部参事兼税務課長) 先ほど潮田委員さんからのご質問に対して誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

ご質問の中で現行の1,000枚以上で提出している事業者数ということで、

8,582事業者と答弁させていただきましたが、そちらの件数につきましては1,000枚という限定に限らず、現行で提出されている事業者数が8,582となりますので、訂正のほうをお願いいたします。

なお、1,000件以上の件数については把握しておりません。よろしく願いいたします。

（委員長）訂正の発言について、ご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）それでは、発言の訂正が許可されました。

文字等の整理については委員長にお任せ願いたいと思います。

それでは、引き続き質疑に入ります。質疑ありませんか。

（竹田）全体を通じて職員の配置の状況、職員の勤務状況について、まずお尋ねをしておきたいというふうに思います。

この資料を見ると全体で、特別会計を除くということでありましたが、637人で前年度よりも1人増えているとか、時間外勤務についても台風19号の対応があったりと、小中学校のICTの環境準備とか、使用料等の適正化に伴ういろいろな行政実務をやって増えていますということでありました。では、実際に職員の定数に関する条例に基づく配置数をまずお尋ねをします。

（職員課長）ご質問の条例定数との配置の関係でございます。令和2年4月1日現在の正規、任用、常勤の職員につきましては697人となっております。このうち職員定数としてカウントされる実職員数は691人となっております。任命権者ごとの定数を見ますと、市長部局定数595人に対しまして実数586人、議会事務局部局が定数7人に対して実数が6人、選挙管理委員会事務局が定数3人に対しまして実数が2人、監査委員事務局が定数3人に対して実数が3人、教育委員会事務局が定数80人に対して実数73人、農業委員会事務局が定数4人に対して実数が3人、水道事業部局が定数23人に対して実数が18人、合計で条例定数715人に対して実数691人となっております。

（竹田）この中には、定数条例の中には、いわゆる兼任兼職者とか併任者、あるいは地方自治法の第28条2項に規定による休職を命ぜられてい



る職員や、それから育児休暇を取得している職員は定数外とするというふうにならなれています。そういう点から言うと、実際はこのいわゆる28条の2項に規定による休職を命じられている職員は何人ですか。

(職員課長) もう一度すみません、お願いいたします。

(竹田) 地方公務員法第28条2項の規定により休職を命ぜられている職員、いわゆる心身の故障がある人、長期に休んでいる人は何人ですか。

(職員課長) 8月1日現在の人数ですけれども、7人が休職となっております。

(竹田) 育児休暇を取っている職員は、この頂いた資料を見ますと23人、いわゆるなっています。ですから、7人プラス23人、30人は最低でもこの定数外にしなければ、この条例を素直に読むと定数外ですから。そういう点から言うと、非常に職員が少ない配置の中で頑張らせていただいているということが非常に鴻巣市の場合あると感じていますが、この定数外という、育児休暇を取っている人とか、それから長期の休業をしている人は、定数内、内に数えているのか、定数外、外にしているのか、ちょっとこの運用について確認をします。

(職員課長) 定数の人数のカウントとしては、休職の職員を含んでカウントしております。

(竹田) ということは、この鴻巣市職員の定数に関する条例のとおりには、鴻巣市の場合、事務執行が職員の配置が行われていないということですよ、今のお話を伺うと。本来職員の皆さんというのは法を遵守してやるわけですから、これは任命権者の責任ですから、課長がどう配置するかということは任命権がありませんので、それはあれですけれども、やはり任命権者の責任としての役割を、今回のこの職員の定数に関する条例から見ても、やはり私は問題があるのかなというふうにちょっと思っています。そうした点で、年休の取得状況、それから時間外勤務の状況はどうなのか、お尋ねをします。

(職員課長) まず、年休の取得状況ですけれども、令和元年度、年次有給休暇の取得の平均の日数ですけれども、9.1日となっております。それと、時間外勤務の状況ですが、令和元年度時間外勤務が全体で5万

5,170.5時間ということで、時間外勤務の1人当たりの月平均の時間は9.4時間となっております。

(竹田) これは、前年度と比べてどう改善されてきているのかお伺いしておきます。

(職員課長) 有給休暇の取得の平均の日数につきましては、9.1日で変わりません……失礼しました。平成30年度の状況ですけれども、平成30年度につきましては有給休暇の取得状況、全職員平均、30年度は8.7日(P.41「9.1日」に発言訂正)となっておりますので、0.4日延びている状況でございます。時間外勤務につきましては、平成30年度と比べまして6,507.5時間増加をしております。1人当たりの月平均の時間につきましては、8.7時間ということでございます。

(竹田) 結果ですから、これをどう運用していくかというのはやはり任命権者が適材適所にしっかりと必要な職員を配置していただいて、健康で元気で働いていただくことが市民サービスにつながるというふうに考えますので、これは別の機会にまた新たに提起していきたいと思えます。

そうした中で、女性の職員数と女性の管理職、今日見ますと、この中でたった2人しかいらっしゃらないという状況がありますので、女性職員数と女性の管理職、それから男性の育児休暇の取得状況についてお尋ねします。

(職員課長) まず初めに、女性の職員数でございます。令和元年4月1日現在の職員数でございますが、任期付きのフルタイムを除きまして693人です。そのうち女性職員が317人、男性が376人、女性職員の割合としましては45.7%でございます。令和2年度ですけれども、同じくフルタイムを除いて696人中、女性職員が327人で、男性369人、女性職員の割合47%という状況でございます。

次に、女性管理職でございます。令和元年度の課長級以上の職員は92人おります。内訳としまして、男性78人、女性14人で、うち女性管理職の人数は14人なので、割合としましては15.2%となっております。

それから、男性の育児休暇の取得状況でございます。令和元年度、1名

が育児休業を取得しており、取得期間は6か月間となっております。

(竹田) 女性の職員の採用についてはフィフティー・フィフティーに、とりわけ保育所は圧倒的に女性が多いですけれども、そういう点から言うと、管理職の登用というのは、私はもっともっと積極的にやったらどうかということで提案したことがあったのだけれども、いろいろな試験があるからみたいなことを以前おっしゃっていただくことがあったかと思いますが、今後ちょっと分析をしていただきたいなというふうに思っております。

そうした中で、ではジェンダー平等の研修というのは、職員自身がどのように研修を受けているのか。あわせて、3月25日前後を中心に、職員の異動が大幅に行われているというのが非常に私の印象なのですが、異動後の職員の研修は誰が責任を持って行っているのかということをお聞かせください。

(職員課長) まず、ジェンダー平等の研修でございます。この研修としましては、本市では男女共同参画推進条例を制定しておりますので、職員課としましては、職員として任用した早い段階で男女共同参画について理解をすることが必要であるというふうに考えております。そのため、毎年度新規採用職員を採用いたします。その新規採用職員研修の中におきまして、やさしさ支援課の職員を講師としまして、男女共同参画の研修を実施しております。

それと、人事異動後の職員の研修でございます。毎年4月に行う定期人事異動では、職員は今まで経験したことがある部署に異動する場合がありますけれども、初めて経験する部署に異動する場合も多くあります。異動の際には市の職員服務規程に基づきまして、後任の者に引継ぎを行うこととなっておりますので、後任の者は引継ぎ書等に基づいて前任者から引継ぎを受けるほか、同じ所属の職員から指導を受けたりですとか、過去の関係資料等を見たりして、新たな業務に取り組んでおるところです。ただ、部署によっては、業務に必要な知識を習得するために、県が主催する初任者の研修会に参加したりですとか、あるいは民間の研修期間が実施している新任者を対象とした研修に参加するための予算を計上

しておりますので、そういった部分で研修に参加しているというふうな状況でございます。

（竹田）あとあわせて、職員の健康管理についてはストレスチェックを行っているというふうに執行の中でありました。ストレスチェックの結果、それともう一つは、先ほど7人がいわゆる心身の故障により休んでおられるということは、非常に頑張ろうとしているけれども、なかなか大変な環境だなというの分かるのですけれども、そういう点ストレスチェックの結果。それとあと、先ほど43ページには公務災害補償認定審査会が行われています。公務災害認定審査会ではどんなことがどのようになったのか、お伺いします。

（職員課長）まず、ストレスチェックの結果でございます。毎年実施をしておりますストレスチェックの結果でございます。令和元年度の結果としましては、市全体の結果なのですけれども、総合健康リスクを全国平均を100とした場合の本市の数値は91でありまして、全国平均より9ポイント、総合健康リスクが低いというふうな結果でございます。

それから、メンタルの方の対応ということで。心の病というか、メンタル面で休職をしている職員の方につきましては、やはり職員課としても早く復帰のほうをお願いしたいところなのですが、やはりきちんとメンタル面を完全に治してから復帰していただきたいという面が一番でございます。ただ、その間、期間が長くなっている間、職員の状況というのも確認をしたいところでございます。定期的にメンタル面でお休みをいただいている職員につきましても面談をさせていただいて、日々の状況ですとか、あと会って、話し方とか雰囲気、日々どのように過ごしているかというのを把握することで確認をさせていただいて、休暇期間の終わり間近になったときに、復帰に向けてはどういったことがありますかということでお話をお伺いするというふうな形での対応を取っております。

それと、最後の公務災害の関係でございます。公務災害補償基金の内容でございますけれども、公務災害補償等の委員会でございます。この会議の内容ですけれども、令和元年に交通指導員の方が公務災害に遭われ

たのに伴いまして、公務上の公務に合致するか、詳しく言いますと、公務の遂行性、公務の起因性で障がいになっているというふうなことを、認定審査会のほうの意見をいただいているところでございます。

（竹田）職員が本当頑張っていたというのと、いわゆる健康状況を見たときにも、県平均よりも、ストレスチェックを受けた場合でも低いということですので、本当に健康に気をつけて職員の皆さんも頑張っていたらいいのと、やっぱり定数どおりに職員を配置していただきたいということを求めておきたいと思います。

そうした中で、89ページ、88、89で中央公民館エリアについて他の委員も質問して、先ほど経済的な評価が2.2で、中央公民館エリアについては結局はなしになったということ、今後検討するということでしたけれども、そもそも公共施設を経済的効果として見ることそのもの、この事業そのものが、民間のいわゆる資金導入をしながら事業を進めたわけで、全体的に言うと約1,390万、1,400万もかけたけれども、結局実らなかった。その最大の要因は公共施設に経済的な効果を求めたことだと考えますが、その点はどのように受け止めておられるのかお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず1点目として、なしになったということではなくて、新たな候補地のほうで検討を進めて、その結果をもって総合的に判断していくという形になります。

それと、前回の調査につきまして、民間のほうの民間活力の導入については見送ることとなりましたけれども、まだ可能性としては公設民営ということで、通常どおり市で建設をしまして、市で運営するか、指定管理で運営するか、そういった事業手法というような総合評価も出ておりますので、最終的には今回の調査の結果をもって判断をしていきたいと思っております。

（竹田）続いて、賑わい創出交流拠点整備事業で、先ほど他の委員が質問をしていたときに、いわゆる3密を避けたカフェを中心としたり、テークアウト、コロナ対策を万全にしながら進めていくと。それで、事業者との協議みたいなことをおっしゃっていましたが、私はその答弁を聞いて、事業者が決まっているのかなというふうに受け止めたのですが、

そこら辺のちょっと経緯、事実についてお尋ねします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）事業者というのは、今回7月号の広報で運営準備のパートナー事業者というものを公募いたしまして、8月24日にプレゼンを2者で行いまして、審査を行った結果、事業者の候補が決定しております。あくまでも運営準備に携わるということで、設計段階における施設の機能の提案とか、あとは市と連携協定を結んでいる大学の共同研究に参加をしていただいて、運営に向けた準備を進めるパートナーということで、まだ実際の運営事業者ということではありません。

（竹田）それで、先ほど新型コロナ対策でなかなか進められないと苦労されているのではないかみたいな質問されていて、そうか、私もそう思っていたものですから、あえてお聞きをしますが、この事業をすることによって、いわゆる地元の飲食店が、そうでなくても苦労されている。全国では中小の飲食店が500店も営業廃止に追い込まれたというふうに報道もされています。そういう点から言うと、この店舗を開ける、このコロナ禍で開けることによって、今苦労している飲食店への影響、どのように配慮されているのか確認しておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、こちらの施設、カフェを中心とした施設にはしますけれども、そのほか産官学連携ということで大学との連携、それから情報発信の場としても活用していきたいということで、カフェだけではありませんが、そのカフェの運営についても、周辺の飲食店等の調査をすることで、また影響等の関連も調査しながら、こういった形で運営していくかというのを決めていきたいと思っています。

（竹田）調査をして、地元の今苦労している飲食店が売上げが7割、9割減っているという状況であれば、それをさらにこのお客、来るお客というのは全体のパイが決まっているわけですから、お客の奪い合いになるのですよね。そう考えたときに、考慮してやるということは、開店しない、オープンしないということもあり得るのですか。地元の飲食店に配慮した結果、オープンしないという判断をすることも可能なのかどう

か。お客の奪い合いをして、市があえて進めるものによってお客が減ったということになったときにどう判断していくのか、伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、判断としては、やめるということは今のところ考えておりません。この飲食店をやる必要性としましては、健康長寿の食を通じた推進ということと地産地消の推進、それから6次産業化によるブランド力の強化ということで、まず人が集まるということで効果的な情報発信も行えると、そういった地方創生に向けた取組の一つとして進めていくことを考えています。

（竹田）101ページと103ページ、川里、吹上支所の中で、支所維持管理事業の中の自動ドア保守委託料が約24万9,000円、川里支所の自動ドア保守委託料が9,370円と、ちょっと大きな差があるのです。支所に関する自動ドアのところは、私は1か所と2か所くらいかなとちょっと思っているものですから、この差は何ゆえに発生するのかお尋ねします。

（吹上支所長）吹上支所の自動ドア保守点検委託料ですけれども、こちらについては、まず吹上支所には出入口が1か所、自動ドアが2基ついております。それプラス別棟に現在北新宿第二土地区画整理事務所が入っておりますが、これが吹上支所の第2棟という形になっておりまして、そちらのほうにも同じように自動ドアが同じ数ついておりますので、その2つ、2か所4基の保守点検が年に4回それぞれございます。1か所2基について12万4,260円かかっておりまして、2か所分ということで24万8,520円という形になっております。

（川里支所長）続きまして、川里支所のほうの自動ドアの保守委託料の件ですが、川里支所につきましては、川里生涯学習センター、それと川里児童センターの複合施設であるかわさと館の1施設となっております。かわさと館につきましては東西に入り口がありまして、両方とも2か所ずつ、計4か所の自動ドアがございます。これにつきましては、4か月に1回、年3回の点検整備を行っております。また、この定期整備以外、不時の故障の場合については技術員を派遣して、迅速に修理して、良好な機能を保つようなことになっております。

委託料につきましては、かわさと館全体であります。各施設別面積に

より、生涯学習センターが 8、児童センターが 1、支所のほうが 1 ということで、その割合でそれぞれ委託料を支出しております。つきましては、かわさと館の本年度契約額が 9 万 3,704 円のうち、川里支所分 10%、1 割、端数調整をしまして 9,370 円の支出となっております。

(竹田) 分かりました。維持管理の方法もちょっと違うということがよく分かりました。

続いて、125 ページの中に公図の修正委託料と地番図修正委託料があります。これは、課税上に支障があるために税務課の責任によって公図の修正を行ったのだというふうに思いますが、個人のプライベートな問題、プライバシーの問題ありますので、全面的には聞けないと思いますが、どのような状況だったかをお尋ねしておきます。

(財務部参事兼税務課長) ご質問の公図修正と地番図修正ですけれども、こちらは登記通知書と、あと農地転用の情報だとか市への建築確認申請、所有者からの申出などがあつたとき、変更がありますということで、その都度修正を行っているということになります。

以上です。

(竹田) それは分かっているのです。だけれども、いわゆる市であえて公図の修正を行うということは、本来所有者が、自分の土地なのだから、自分の持っている土地なのだから、自分で修正したり、自分で地番変更したりとかしなくてはいけないわけですが、所有者の責任で。だけれども、市でなぜ公図の修正とか地番図の修正を、委託しているわけですから、市の責任で行った理由をお聞かせください。

(財務部参事兼税務課長) 市のほうでは公図と、法務局のほうも公図のほうを管理しておりますが、法務局のほうは毎年公図の修正は行っておりますが、市のほうにつきましては 3 年に 1 回 (P.41「毎年」に発言訂正)、変更のあつた登記通知書を基に、3 年に 1 回 (P.41「毎年」に発言訂正) 公図を修正しているということになります。確かに委員さんがおっしゃるように、本来ならば本人が本人の所有しているものは変更という形になりますが、こちらはあくまでも市のほうで管理している公図の修正ということになります。



以上です。

(竹田) 市が所有しているということは、何らプライバシーの問題はないということですよね。市が持っているものを委託して修正したということでしょう、今の答弁を聞くと。そうすると、プライバシーなんか何もないわけで、そういう点でいうと、どこの土地でしたかということも言えるのではないかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) 申し訳ありません、もう一度お願いします、質問。

(竹田) 先ほど私が申し上げた、自分の所有、竹田が持っている所有のものについては公図の変更、登記の変更をしたりとか、公図の変更したり、地番の変更は個人の責任でやるというのは原則ですよね。けれども、鴻巣市があえて公図の修正を行ったり、地番図の修正を費用をかけて委託料を払ってやったということは何ゆえなのかということをお聞きしている。

(委員長、休憩してくださいの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 3 4 分)



(開議 午後 1 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財務部参事兼税務課長) 市のほうで所管している公図、それが登記済通知書の変更とかが上がってきて、それをこの業務委託で修正しているということになります。

(竹田) 分かりました。

実は、駅前の再開発事業、駅通り地区再開発事業で無地番地があって、公図が、公図の変更と、いわゆる無地番地があったので、これについて課税上の支障があるのかということをやったら、課税上の支障はなかった。公図と地番の変更をやったのは、市街地の整備課だった。本来権限のないところがやったものですから、あえてここの質問をさせていただきましたが、これは市のほうで必要があったからと。持っているものと

公図の違いがあったからということですのでよろしいですね、確認します。

（財務部参事兼税務課長）今竹田委員さんがおっしゃったとおりのことになります。

（竹田）最後、127ページの滞納整理徴収事業です。非常に鴻巣市は職員の皆さんがいろいろな工夫をされていて、徴収率が高いので評価もされていますが、そうした中では臨宅徴収を行っていないと、資産の調査を行っているということは、差押えなどもあったというふうに思いますので、差押え件数、内訳もお伺いします。

（財務部副部長兼収税対策課長）令和元年度の国保税を除く差押え件数につきましては814件、昨年より108件多いという状況です。物件的に申し上げますと、預貯金が525件、次いで給与が108件、その次は保険債権が60件、所得税の還付金が55件。区分で申し上げますと、あと不動産、こちらが21件、自動車が2件、その他として43件という内訳になります。以上です。

（竹田）確認をしておきます。給料の差押えなども108件あるということが分かりましたが、いわゆる納税滞納していることそのものは、納税の義務という、憲法でうたわれている納税の義務がありますけれども、しかし基本的人権として生活の保障はしなければならないわけで、そういう点でいうと給料の差押えのルール、最低限の生活は営むことを保障しなければなりませんので、給料の差押えのルールと、あと年金の差押えはなかったのかだけ確認します。

（財務部副部長兼収税対策課長）給与の差押えのルールなのですが、国税徴収法のほうで決まっております。国税徴収法のほうで、まず給与の支給総額から所得税、市県民税、社会保険料、残りの金額が10万円を超えている場合に、その10万円を控除した残りの金額が差押え可能額となりますが、生計を一にする人に対して1人当たり4万5,000円を控除していくというようなルールがあります。

なお、残った金額の体面控除という部分でも20%程度控除するというのがルール化されております。年金も、差押えの可能額というのは、計算方法は基本的には給与と同一の考えになっております。年金の差押えと

いうのも年に数件行っている状況で、先ほどちょっと申し上げた中ではその他の中にちょっと加わっているもので、昨年の実績ということでは出ていないのですけれども、現在配当で、現在継続配当という形で配当を受けているのが8件ほどございます。

以上です。

（職員課長）すみません。先ほど竹田委員さんのご質問の中で、年次有給休暇の日数の関係なのですけれども、私令和元年度は9.1、平成30年度は8.7とお話をしましたが、平成30年度も9.1日でございます。失礼いたしました。

（財務部参事兼税務課長）すみません。竹田委員さんの先ほど質問の中で、私のほうで、公図の修正なのですけれども、3年に1度ということで申し上げたのですが、これは毎年ということになります。訂正させていただきます。

（中野）最初に、昨日配られた人件費決算資料、中からちょっと何点かお聞きしたいのですが、1つは一般会計の中の時間外について、中段に1億3,283万2,000円というのがありますが、前年度に比べて1,559万1,000円増加しているということでもあります。その理由というのですか、備考欄に台風19号対応だとか小中学校のICT環境整備、使用料等の適正化等に関わる時間外勤務の増というのが理由に挙げられていますが、これらの理由に挙げた部分が、では何時間ぐらいになるのか。前年の30年度とは違う部分が、これがあるから増えたのだよということを言っているわけだから、ではこの部分の時間外が相当とは幾らぐらいあったのか。ということになれば、それを差し引けば、前年と比べてどうなのかという差が求められるので、そこをまず最初伺っておきます。

（職員課長）令和元年度の時間外勤務の増の時間ですけれども、理由としまして多かった部分でございます。まず、台風19号の関係でございます。あと、台風15号の要因もありまして、この部分危機管理課でございますけれども、約590時間、前年度に比べて増加しております。それから、道路課も台風19号の後処理等によりまして約600時間、時間が増加しております。それと、小中学校ICTの関係でございますけれども、教育総

務課のほうで約640時間、それから当該業務のサポートということで携わっておりました学校支援課が約540時間、それから使用料等の適正化の部分でございますが、総合政策課が約390時間、それとスポーツ課のほうで約400時間というのが主な要因のところでは挙げられているものでございます。

(中野) 今時間で言っていたけれども、私聞いているのは金額で、その他トータルすると金額も出ているのでしょうか。だから、この1億3,200万出ているわけだから、その増えた部分の金額は幾らかと聞いているの。今時間数で出ましたね。

(職員課長) 申し訳ございません。それぞれの時間、金額のほうでの積み上げの資料は現在持っておりませんので、申し訳ございません。

(中野) 少なくともここに表でちゃんと1億3,280万と1億1,720万出ているのです、前年比。ということになると、1,500万増えて、1,550万増えているというのが分かる、この表で。ではその特殊事情、元年度の特殊事情、今申し上げた答えがあった。ではこの部分が幾らなのだというふうになれば、ある程度30年の特殊事情あったにせよ、その金額的対比ができるので聞いたのですけれども、出ていないのであれば後日で結構ですから、それお願いします。金額でね。

次、時間がないのでどんどん行きます。30分と決められているのだから。次、職員課所管以外の人件費というところで、特に私が目立ったのは選挙管理委員会。これここに書いてあるとおり、去年は選挙イヤーと言われるぐらい選挙が多かったから、時間外が増えるということはある意味私はやむを得ないというふうには思っているのですが、これ詳しく言うと、例えば、ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、参議院選挙、通常の、補欠ではないですよ、参議院選挙が1,200万、時間外かかっているのです、これ。137ページ、出ているのです、職員手当等で。これは参議院選挙ですから当然選挙期間は長いということもあって、1,200万。ところが、埼玉県知事選挙になると、これが939万5,000円、139ページ。それから、その次に埼玉の県議会議員選挙、これ結果的に無投票だったのです。ところが、やっぱり時間外として、少ないのですが、

40万7,355円かかっている。これ139ページに記載されています。最後の市議会議員選挙、これは944万6,907円になっている。あともう一つ補欠選挙があったか、参議院選挙。参議院の補欠選挙が888万3,000円。というふうにそれぞれの選挙の職員の時間外手当出ているのですが、お聞きしたいことは、例えば県議会議員の無投票であっても一定の事前の準備があるということでの時間外は分かる。というようなことを含めて、この時間外のかかった主な要因は何なのか、それぞれの選挙の中で。選挙といえども、これははっきり言ってルーチン作業です。選挙というのは一つのルーチン作業の中に入るわけで、選挙があれば、当然その間やる仕事というのは分かっているのだから。そういうことの中で、この時間外が今記載された4つの選挙、5つの選挙の中で、今言ったようにそれぞれ時間が違う。参議院選挙は長いから分かる、理由、理屈は。しかし、選挙のないところだって47万かかっているというようなことで、そのなぜそうなっているのかについて、次伺っておきます。

（総務課長）各選挙の人件費の違いにつきましては、準備期間であったり、期日前投票の長さであったり、あとは開票の事務従事者の関係だったり、そういった配置人数等は大きく左右されるものでございます。立て続けに選挙が重なっているような場合は、どちらかというとも最初の準備段階としての選挙のほうが費用が若干高くなっております。

以上です。

（中野）そうすると、今の答弁からいうと、選挙期日だとか、そういうようなことが一番の要因だということですが、そうすると逆に言うと、私が聞きたいのは、県議会議員選挙というのは、これさっき言いましたように無投票です。だけれども、当然選挙期間という意味では何を選挙期間というか、この告示から投票日までが選挙期間なのか、あるいは告示前に準備期間がありますよね。例えばそういう意味を含めて、40万7,355円が記載されていますけれども、そうするとお聞きしたいのは、選挙ということになると、今言ったように選挙があろうがなかろうが、今選挙期間というのは僕告示から投票期間ではなくて投開票日だと思っているのだけれども、その事前の準備というものについて、最低限やっぱ

り50万ぐらいは時間外でかかってしまうということなのですか。

（総務課長）事務局の職員とかの時間外等も含まれていまして、そういった点ではやはり、事務局の職員の管理職だとかそういった構成にもよるのですけれども、大体おおむね50万は最低限は必要になるかなと考えております。

（中野）少なくとも選挙といえども、いつ選挙だと分かっているよね、来年は何があるとか。総選挙以外ね。総選挙以外は分かっているのだから。ということになれば、日中の、言わば8時30分から夕方の5時15分までの間にできなくはないと私は思っているのです、業務として。それをあえて選挙もないのに50万ぐらいかかるというような今答弁がございましたけれども、というのであれば、仕事の仕方、これをやっぱり改めていく必要があると思うのですが、ないのに50万円かかっているというようなことがあるので、この辺、準備だとは思いますが、仕事の仕方としてやっぱり工夫をする必要があるのではないかと考えて質問したのですが、どうですか。

（総務課長）選挙につきましては比較的短い短期間でやるのが非常に多いという部分もありまして、なかなかというのもあるかなと思うのですけれども、今後についてはよく工夫して、残業等の縮減にも努めてまいりたいと思うのですけれども、ただいろいろ実際に選挙が動き出しますと、実際に問合せだとか、そういった対応等もありますので、そこら辺もちょっと難しい部分もあるかなと感じております。

（中野）私が言っているのは準備期間の話。選挙期間というのは今言ったように市議員で1週間、自治体の場合。県は長くなって、参議院は十何日だか忘れた、あったけれども、その選挙期間というのは分かる、時間外があるのは。ただ、この県議員のように結果が無投票ということになれば、告示したその日にもう終わっているのだから、5時で締め切って。そうすると、やっぱり準備期間に金がかかっているということだ。選挙期間ではなくて準備期間。準備期間というのは、私はやっぱり日常の8時半から5時15分までルーチンの中でできなくないという。突発事故があるわけでもなし。そういう点では仕事の仕方というのを、言

葉悪いけれども、ただただならではなくて、やるべきはきちっとやっていくというやり方をすることによって、こういう時間外を減らしていくことができるという意味合いで、特にこの県議会議員の無投票について目についたもので質問しています。

（総務課長）ご指摘のとおり、極力時間内にやれるようには努力はしていきたいと考えておりますが。

以上でございます。

（中野）次、ページ数でいうと84ページなのですけれども、これ潮田委員のほうで細かく聞いたので、私は聞くことをやめます。というのは、これふるさと納税の話なのです。そうしたら、元年度は、昨日の答弁では231万4,783円の黒字というか、プラスになったということを含めて内訳も全部出ましたので、質問を取り下げたいと思います。

次に、88ページ、これは特に88ページの中央公民館エリア再編研究事業、これ私当初質問するときには通告はしておりません、この部分は。だけれども、前任者が質問していく中で答弁いろいろ聞いていく中で、これはぜひ聞いておかなければいけないなと思って、あえてやらせていただきます。その代わりに、ふるさとには飛びましたので。

それで、聞くことは、先ほど総合政策課長のほうから話がございまして、答弁がありまして、そしてその中で平成27年度、28年度の、これは公共施設のマネジメントのときですが、2か年で一千三百幾らで、約1,400万投下しているわけです。結果的にこれは、交通アクセスを含めてよくないということで、言わば中央公民館と児童館の部分については一旦置いておいて、そしてこの第二庁舎のほうに、今度は名前を民間資金等活用事業調査になっていきますけれども、やっているということで、私が聞きたいのは、2か年で約1,400万円も投下したものを、結果的には、交通アクセスが主だけれども、それでこっち第二庁舎移すということになると、このままこれ何もしなければ、私はこれははっきり言って無駄な投資だったというふうに言わざるを得ないのです。したがって、これ先ほど坂本委員が言ったように、答弁出ていたように、私はここは売却すべきだと思っています。売却することによって、言わばあそこはもう住宅地な

のです、はっきり言って。だから、そういう点では、売却することによって、言わば住宅をすることによって人口が増えることと、税も入ってくる。加えて、中央図書館売ったでしょう、以前に。そういう意味ではあそこは完全な私は住宅地だと思うので、せっかく1,400万出して実現しそうもないというのであれば、思い切って売却をするということによって、やはり収入を増やしていくというようなことをすべきだというふうに私は思いました。特に思っています。実はそういう点で、担当課としてどう考えているのか伺っておきたいと思えます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）結果、調査のほうの結果があまりよい結果ではなかったのですけれども、民間活力の導入ということで、より可能性の高い場所での調査に今年度つながっておりますので、また当時のワークショップの結果も、当然意見も今後も取り入れていきたいと考えていますので、研究の成果というのはしっかりと生かしていきたいと思っております。もし結果として第二庁舎跡に建設ということになれば、当然今の中央公民館エリアについては利活用について、委員おっしゃるとおり、図書館の例もございますので、売却も含めた検討となっていくと思われま。

また、その検討の時期につきましては、まずは中央公民館エリアの複合施設の整備の手法について検討を進める方向性を固めまして、その後こちらの第二庁舎跡に建設となりましたら、当然建設、供用開始まで4年、5年かかると思われましますので、その間は現在のところでそのまま続けることとなりますので、まずは検討、中央公民館エリアの検討については事業の進捗状況を見ながら開始していきたいというふうに思っております。

（中野）今の総合政策課長の話を要約すると、要するに第二庁舎跡地の利活用が決まった、そこに児童館とか、それから中央公民館を移すというようなことが正式に決まったと、そしてなおかつ工事に着工し、工事完成を見たときに、今ある中央公民館とか児童館というものについては、今度はこっちへ移ってしまうわけだから、そのときにその完成した後に、言わば検討していきたいと、それにはやっぱり売却ということを含め検



討するというようなことが答弁の要約だと思うのですが、そんなことでいいですか。

（市長政策室長）委員のほうからお話がある中央公民館、それから第二庁舎跡地ありますよね。中央公民館エリアの構想につきましては、昨年度、市としてやるのは、調査の中で民間活力を導入して、官民との連携で施設を、今後の施設維持の関係で考えたわけで、調査をしたと。その調査結果として、民間としてちょっと入りにくいという結果が出ました。同じように、第二庁舎の関係も、同じような位置になると思うのですが、こちらのほうは立地条件がいいという提案もあったものですから、この土地の施設のほうも同じように民間活力で施設を見てみたらどうだということ今調査中なものですけれども、中央公民館につきましては結果としては民間のほうは入りにくい。ならば、市が直接ですが、造って、指定管理にしる、運営方法はありますけれども、市が直営してやるというのが業者のほうからの提案はあります。

第二庁舎につきましては、官民連携のそれが可能かどうかというのを今調査しているわけですから、その結果を見まして総合的に判断しまして、皆さんが求められている施設というのを考えた場合、第二庁舎がいいのか、それとも中央公民館の位置ですか、そのまま直営でやっていくのがいいのかというのは今後判断をしたいと思っております。

でも、施設の今後のことを考えますと、やはりどうしても官民連携の施設であるべきなのが今後の施設の、維持管理にしる、公共的なものを含めてやっていく方向がいいのではないかとこちらは思っております。その辺、結果を見て判断していきたいと。だから、第二庁舎が民が入れるような施設、我々が求められるような施設ができる可能性があるならば、そのときはやはり判断はしていかなくはならないかなと思っておりますけれども、だからといって今ある公民館のところをすぐに壊して売るというのは、今の段階ではまだ考えておりません。

その辺、答えとしてちょっとはっきりはしませんけれども、そういう方向性で今市としては考えているということでございます。だから、もうこの第二庁舎のほう为民が入るというのを前提で今のところは考えてお

りません。できればそういう方向であればいいということでございますので、結果については両方の評価を見て判断していきたいと思っております。

（中野）市長政策室長が非常に慎重なる答弁があったのですけれども、それはそれでだと思っただけけれども、ただやっぱりなるべく第二庁舎の跡地を民ではなくて官のほうで有効的利用していくということは、これは重要だと思っております。しかも中央公民館だって、児童館だって、古いでしょう。非常に建物が古い。しかも中央公民館なんか駐車場すらない、まともに。そう考えたときに、やはり私は、今これからの時代として、やっぱり建て替えることは、中央公民館、児童館ね、必要だと思っております。そういう点ではやっぱり、せつかく1,400万円もかけて調査したのだけれども、交通アクセスを含めてよくないということになった以上、この第二庁舎のところについて、やっぱり官で活用していくという方向で、さっき言ったように建物がもう古いわけだから、そういう点ではその辺をぜひその方向で検討していただきたいというふうに思っておりますが、非常に慎重な言い回しですけれども、市長政策室長、再度答弁いただきます。

（市長政策室長）この考えというのは慎重にならざるを得ないと思うのです。やはり今の中央公民館のところも、今利用されている方もいるわけです。その人たちは……例えば第二庁舎のほうに官民連携によって造るならば、その人たちにも納得できるような施設というか、そういうのが当然出てこなければ成立しないと思っております。そういう意味で、今回ワークショップなり、皆さんの意見というか、そういうものを含めてワークショップをやって、意見を聞きながら取り入れられるような施設が可能かどうかということで今調査しているわけなのですけれども、その辺は今後の方向としては、坂本委員のほうからも話があったように、2つの施設を同時に維持していくというのも、これもまた今後のことを考えますと難しい問題もございまして。やはり2つあるものを1つにするわけですから、それはやっぱり利用者のことも考えながら、慎重にやらなくてははいけないかとは私は思っております。そういう意味で、今回の

調査結果を基に、2つの比べた場合の総合的な判断は必要になってくるかなと思っております。

以上です。

(中野) それでは、次に通告してあるのが424ページか、424、425ですけども、公債費です。この公債費について、令和元年度の決算では、公債費全体としては5,625万5,000円ですか、そのうち償還金……違う、不用額言ったのだ、ごめん、全体では元金のほうが44億4,900万、それから借入金利子が3億52万5,000円ということではありますが、これ以前にも聞いた思うのですが、私ちょっと記憶にないのですが、この公債費のピーク、合併特例債もありますから、ピークというのが、たしか平成でいうと32だったか33というふうに私は記憶しているのですけれども、ピークがね、記憶しているのですけれども、そのピークと、以後そのピークから下るといふか下がるというか、というような傾向についてお聞きしたいのですが。

以上です。

(財政課長) 公債費のピークのお答えをさせていただきます。公債費のピークは、平成30年から5か年間のピークの期間という形で、令和4年がピークの期間とは今現在は考えております。

以上です。

(中野) ですから、私が記憶していたのは平成で33か34年ぐらいだったけれども、今でいうと、答弁だと30年から34年ですか。そうすると、それは令和4年なのですよ、和暦でいうと。そうすると、もう来年、再来年です。そうすると、その後どの程度減っていくのかという見通しを持っているかどうか。ピークは私もほぼ記憶どおりでしたけれども、その後下がるというのはどのくらい下がってくるのかという資料をお持ちですか。

(財政課長) すみません。その辺の資料は、ちょっとすみません、今手元に持ち合わせておりませんで、下がることだけは理解しているのですけれども、細かい数字までちょっとここで答えできなくて申し訳ありません。

(中野) 以前、公債費の年次計画というのを資料として頂いたことあるのです。公債費の年次計画。それでいうと、今言った平成の33だったか34年ぐらいまでがピークというふうに私は記憶しているわけです、その資料を見て。そうすると、今ではそうした公債費の年次返済計画というのは資料があるのでしょうか。あるかないか、ちょっとお聞きします。

(財政課長) あくまでも今全てのものが今後借り入れないという形のもので、令和2年度の今予算上のものだけでそのまま推移していくというものはあるのですけれども、今後、令和3年度、4年度とかでも、昨日もご質問あった臨財債とか、そういうのも当然出てくれば借入れというのを、追加したものではないので、今お示しできたとしても令和2年度に借り入れる予定が今後どういったものになっていくかというものぐらいまでしか財政課としてはちょっとない状況になりますが。以上です。

(中野) その答弁で今日の段階は了とします。最後になりますが、これはちょっとこういう書き方はできないのかということをお聞きなのですが、実は83ページに公共施設等整備基金積立金というのが2,960万5,063円歳出したということですから、当然公共施設等整備基金のほうに2,960万5,000円入れたというふうに読み取れるわけです。ところが、440ページの基金のところへ、(2)公共施設等整備基金というのが今年度、元年度中の移動したのが1,074万7,569円と書いてある。ここに隠れているのは、例えば会計課から示された公共施設設備等の金利が234万2,506円あるのです。なおかつ、さっき言ったように二千九百幾ら積み立てたのだから。そうすると、本来は三千二、三百万増えていなければならないのです。ところが実際、さっき言いましたように440ページで見ると1,074万7,569円しか増えていないよと、30年度末から比べると。そこは何かといたら、当然取崩しがあるのです、元年度中の。この取崩しというのは、その都度その都度補正予算を見ていけば、財源として何を取り崩したのかということが出ているので分かると思うのですが、表の在り方として、今までずっとこうだったのですけれども、年度末現在高、あるいは決算中の増減高、そして決算の年度末残高と出

ているのですけれども、この表の中にそうした取崩し額というのはやっぱり入れてもらうと一目瞭然、見やすいだろうと。例えばこれまでの基金見ると、有価証券から現金移った、現金から有価証券に移ったというのは三角でちゃんと分かるようになって、分かるのです。取崩しが分からないものだから、実際さっき言ったように補正予算等々で、あるいは当初予算を含めて、何から取り崩したのかということを含めて、繰入金ね、そういうのを見るために一目瞭然で見られるように、当然このところに取崩しというのがあってもいい、あったほうが分かりやすいのではないかというふうに思うので、その点についての執行部としての見解というか、考え方というか、いうのをお聞きしたいと思うのですが。

（会計課長）委員のお話、会計課よりお答えしたいと思います。

まず、決算書なのですけれども、決算書の様式が地方自治法施行規則の第16条の2というところで様式が定められております。鴻巣市の様式については、構成としましては最初に歳入歳出の決算書、そして事項別明細、そして実質収支というところまでが一般の会計の歳入歳出が分かるような内容になっております。

そして、その次に財産調書というところでそれ以外の細かい財産というところで、この辺にうたっているところです。こちらの基金の部分につきましては、基金を中心に出入りのほうが分かるような表になっているところです。そこで、基金の前年度現在高というところがありまして、次に年度中の増減額というのが真ん中に入ってきます。こちらのほうは、様式の地方自治法施行規則の中で年度中の増減をこちらに記載するようになっておりまして、分かりづらいかと思うのですけれども、こちらに増減が、増減、プラス・マイナスが入ったところの合計金額がこちらの真ん中にうたわれております。

先ほど公共施設の例におきますと、今利子、こちらのほうは基金を中心に考えておりますので、利子と、あとは一般会計からの積立てというのはプラスで表記されます。先ほど委員がおっしゃったとおり、ページというと83ページに書いてあるところです。そして、計算が合わないというところで、マイナス、今度は基金から一般のほうに入れるというところ

ろにおきますと、45ページになります。45ページの下の方に、公共施設整備基金繰入金という形で、金額のほうがちらに載っております。これを、こちらは歳入になりますので、基金のほうから入ってくる。ということは、基金がマイナスになりますので、こちらの金額をマイナスしますと、こちらの金額の1,074万7,569円になります。

今内訳を数字で申し上げます。45ページが2,120万がマイナスです。先ほど委員がおっしゃったとおり、83ページはプラスになりますので、234万2,506円がプラス。そして、積立て、2,960万5,063円もプラスになります。これを計算すると真ん中の増減額というところになりますので、この表につきましてはそのようにご理解していただきたいと思います。

以上です。

(中野) それは確かに分かっています。要するに今会計課長がくどく説明してくれたけれども、それはそのとおりなのだ。要するに入ってくるのは一般会計から入れるのと、利息です。逆に今度は、マイナス部分は取り崩して、一般会計に繰り入れるということ。私は確かに会計、補正予算を全部見ればいいと思って、確かにここに繰入金のところで一括出ているのだから、これ各人がそれ全部計算して、そして各議員が計算して、それで基金の令和元年度末のやつが一致しているという、チェックするときそうやってやりなさいということは今会計課長は言っているのですよね。私は、一目瞭然で分かるようにできないのかという話をしているのだ。これ確かに自分が電卓でやって計算すれば分かるのです。それはそのとおり。しかし、基金の年度中の動き、マイナスもあればプラスもあるという、そういうものについて一覧表にできないですかということなのですけれども、答えとしてはやらないと、要するにこれを見てくれということですか。

(財政課長) すみません。私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

決算報告書40ページを御覧いただければと思うのですけれども……

(出ていた、ちょっと待って、40ページの声あり)

(財政課長) 決算報告書40ページになりますが、そのところに基金の現在高の状況というページを作らせていただいております。その中の表で、基金の積立ての状況、30年度末残高のそれぞれの基金、令和元年度に取り崩した、積み立てた分を取り崩した金額、それと令和元年度末の残高、それに対しての充当事業という形で、こちらのほうで代替ができるのかなと思って、財政課のほうでは作成をさせていただいております。こちらのほうでご理解いただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

以上です。

(中野) 私、ここ見落としていました。言われるとおり、ここに出ています。ですから、そういう点では、例えばこれで令和元年度末の、例えば財政調整基金だったら26億4,700万、それがここに載っているということだよ。了解です。分かりました。

(職員課長) 先ほど中野委員さんから時間外勤務手当の内訳の関係なので、おおむねの額でございます。

まず、台風関係でございます。約495万円です。それから、使用料等の関係でございます。約120万円でございます。次に、ICTの関係でございます。これが約400万円でございます。大きな要因は、この合計920万円でございます。それ以外につきましては、それぞれの課のもので、細かいものの積み上げでございます。

以上でございます。申し訳ありませんでした。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時24分)



(開議 午後2時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長政策室より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 昨日市章の使用状況ということで、議会最終日までに資料をご提示するというお話でしたが、現段階のもの

ですが、今考えられる使用しているものを記載した、まとめたものを今日お配りいたしましたので、ご確認のほうをお願いいたします。

（委員長） ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

（坂本（国）） 2点ほど伺えたらと思います。まず最初に、82、83の庁用バス運行管理事業ということですが、こちらは鴻巣市がバスを所有しているということでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長） この事業は、鴻巣市がバスを所有しているということではなくて、バス会社に委託をしているというものでございます。

（坂本（国）） 分かりました。

それで、そうするとバスを出してもらって、運転手も準備してということになると思うのですが、どういうときにこの庁用バスの運行というの  
はされるのか伺います。

（財務部参事兼資産管理課長） この庁用バスは、市の主催する事業、行政上必要な事業、あるいは議会で必要な事業、議会で必要なときというときに運行されるものでございます。

以上です。

（坂本（国）） そうしますと、この庁用バスの運行をお願いしたときに、いわゆる料金の支払いが発生するという団体が使うということはあるのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長） 料金が発生する団体……

（坂本（国）） これを使うから、利用料を払わなくてはいけない。主催団体が払うようになる……

（財務部参事兼資産管理課長） これにつきましては資産管理課が一括して予算を組んでございますので、利用される方々が支払うということはありません。

（坂本（国）） 続きまして、情報システム課の90ページ、91ページです。前任者も質問していただいていたところなのですが、そもそも基幹系システム事業というのと、それからあと情報系システム事業、ネットワー



クシステム事業、セキュリティ対策事業ということで、多分1つのものを動かすのにこれが全部必要だということでもいいか、ちょっと確認いたします。

（情報システム課長）基幹系システム事業につきましては、住民記録とか印鑑、住民税、固定資産税などの市税、国民健康保険、福祉総合システムなどのマイナンバーや個人情報扱うシステムの運用の表を加味するものでございます。情報系のシステムにつきましては、職員が業務で使っておりますパソコンであったりとか、プリンター、インターネット、電子メール、各課の文書データを集中管理いたしますファイルサーバーの運用や管理を行っているものでございます。これは、システムの種類によって大きく2つに分けているようなイメージで捉えてもらって結構です。ネットワークシステム事業につきましては、今度はシステムのグループ分けではなくて、ネットワークのグループ分けでなっております。具体的な内容としましては、個人情報を取り扱います基幹系のネットワーク、あとはプリンター、インターネット、電子メールなどを取り扱います情報系のネットワーク、また3点目としまして、国と地方公共団体の専用回線になりますL G W A N回線等の運用管理を行う形で、これはネットワークのグループ別に考えられている事業でございます。最後のセキュリティー対策につきましては、こういったシステムやネットワークを運用するに当たりまして、外部からのセキュリティーの対策を立てたりとか、人的セキュリティーということで職員研修などを行うための事業となっております。

以上です。

（坂本（国））何となく分かったのですが、まずそうするとシステムが基幹系と情報系があって、それらのシステムを通信としてつなぐためにネットワークシステムがあって、そのネットワークのセキュリティーを、そのシステムのセキュリティーを保つためにセキュリティー対策事業があるということでしょうか。

（情報システム課長）委員さんのおっしゃるとおりでございます。

（坂本（国））そうしますと、基幹系システム事業と情報系システム事

業ということなのですが、これについてはリース期間等の話も出てきたのですが、いわゆるハードの部分についての予算とか、そういうものは既にこの中には入っていないという考え方でいいですか、基幹系システムも情報系システムも。

（情報システム課長）予算の中には機器のリース、借入れの部分であったりとか、保守の契約の部分であったりといったものが含まれております。

（坂本（国））そうすると、いわゆる機械、いわゆるハードに係る費用もこの中に含まれていて、ではそれは項目としてはどれなのか、ちょっと教えてください。

（情報システム課長）基幹系システムで申し上げますと、総合行政システムの保守委託料であったりとか、統合宛名システムの保守委託料で予算のほうは計上させていただいております。

（坂本（国））大体分かりました。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）付託された部分での問題点を指摘します。総括的には本会議で行います。

この決算の中にある賑わい創出拠点事業、使用料の審査審議会、それから中央公民館エリア再編研究事業、マイキープラットフォーム運用事業、部落解放同盟など同和団体の補助金などが計上されており、以上の点を指摘し、反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（加藤）この決算ですけれども、今回いろいろな質問をさせていただき、確認いたしました。歳入においては税収のところの確保、大変重要でありますけれども、非常に工夫をされて、そして滞納整理の部分も質問さ

せていただいたのですけれども、非常に難しい作業を丁寧にやられていると。そこで税込確保をしっかりとやられている。また、IT、ICTの活用の時代に突入しているわけですけれども、そこでセキュリティーについていろいろ聞かせていただき、それが非常にダブルチェックみたいな部分も含めて適切に運用されていると。他の部分も適切に実施されているというふうに私は感じまして、今回の決算について賛成するものでございます。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

大変ご苦労さまでございました。

(閉会 午後2時50分)